（地域振興室並びに交通政策企画調整官及び都市交通対策企画調整官）

第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに交通政策企画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2　地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　地域の振興に資する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画に関すること（都市局及び交通政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　交通政策企画調整官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務のうち交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　都市交通対策企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　都市交通に関する基本的な計画に関すること（都市局並びに地域振興室及び交通政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

（鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）

第四十二条の四　地価調査課に、鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官一人、鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2～4　（略）

5　鑑定官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　地価の調査に関する事務のうち、不動産の評価に関すること及び地価の分析に関すること（主任分析官及び分析官の所掌に属するものを除く。）。

二　国土利用計画法の規定による土地取引の規制及び遊休土地の買取りに関する事務のうち、取引の対価の額及び買取り価格に係るものに関すること（不動産の評価に係るものに限る。）。

三　地価の公示に関する事務のうち、不動産の評価に関すること。

6　主任分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

（地域振興室並びに交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官）

第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2　地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　地域の振興に資する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画に関すること（都市局及び交通政策企画官の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　交通政策企画官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務のうち交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　都市交通対策企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　都市交通に関する基本的な計画に関すること（都市局並びに地域振興室及び交通政策企画官の所掌に属するものを除く。）。

（地価公示室及び鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官）

第四十二条の四　地価調査課に、地価公示室及び鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官一人を置く。

2　地価公示室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地価公示の実施及び公示価格の規準の確保に関すること。

二　土地鑑定委員会の庶務に関すること。

三　地価の調査に関する事務のうち、不動産の評価に関すること及び地価の分析に関すること。

四　国土利用計画法の規定による土地取引の規制及び遊休土地の買取りに関する事務のうち、取引の対価の額及び買取り価格に係るものに関すること（不動産の評価に係るものに限る。）。

五　地価の公示に関する事務のうち、不動産の評価に関すること。

3　地価公示室に、室長並びに鑑定官七人並びに主任分析官及び分析官それぞれ一人を置く。

4　鑑定官は、命を受けて、第二項第三号から第五号までに掲げる事務（主任分析官及び分析官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

5　主任分析官は、命を受けて、第二項第三号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

6　分析官は、命を受けて、第二項第三号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

7～9　（略）

（新設）

（新設）